※提出した財産分与及び裏付け資料は相手方が見ることになるため注意してください。

＜財産分与一覧表の作成の仕方等について＞

１　まず，いつの時点の財産を分与対象とすべきか，財産分与の基準時を特定してください。財産分与は，夫婦が婚姻中に有した財産の清算なので，一般的には，別居時を財産分与の対象とするのが相当です。ただし，同居中なら離婚調停申立日，既に離婚している場合には離婚時等，異なる時点を基準時とすることが相当な場合もあります。

２　そして，基準時（例えば別居時である令和２年４月１日）に有していた申立人名義の財産及びその金額を，「財産分与一覧表」に記載してください。預貯金，保険の解約返戻金，住宅ローンは基準時の金額を記載し，株式や不動産等，価格の変動するものは直近の金額を記載してください。

３　基準時に有していた他方当事者の財産も，可能であれば，「財産分与一覧表」にその内容を記載してください。

４　財産分与一覧表のＤ欄にある寄与割合は，原則として２分の１ずつです。

５　そして，次の書類のコピーのそれぞれ２部（裁判所用１通，相手方用１通）を，定められた期限までに提出してください。

ア 財産分与一覧表

イ　アの裏付け資料

＊どのようなものが裏付け資料になるかは，別にお渡しする「提出する資料」をご参照ください。

※「財産分与一覧表」及びその記載例，提出資料は，横浜家庭裁判所のホームページの　次の場所に掲載されています。

横浜家裁家事部→家事調停の申立て→＜夫婦関係や男女関係に関する調停の申立書＞３財産分与請求調停

※　提出した「財産分与一覧表」及び裏付け資料は，相手が見ることになるため注意してください。